

2012年度政務調査費アンケート調査

対象議会 47 都道府県議会、20 政令市議会および 41 中核市議会

調査実施期間 2012 年 5 月 15 日 質問表送付 6 月 1 日 回答締切り

調査方法 各自治体の議会事務局宛にメール添付で質問表を送信し、メールにて回答を受信。必要に応じ自治体ホームページで回答内容確認。

アンケート質問表と回答集計一覧は別紙

<調査結果>

(1) 議員 1 人あたりの政務調査費交付年額（平成 24 年度）

ア) 交付年額

500 万円を超えるのは、次の 10 都道府県議会、5 政令市議会

都道府県：東京都、大阪府、神奈川県、埼玉県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県、北海道、静岡県（高額順。大阪府議会が 2 位に復帰。北海道議会は減額。）

政令市：横浜市、京都市、大阪市、名古屋市、川崎市の 5 市。会派専属政務調査員の配置への加算によっては、神戸市も 500 万円超。

交付額が小さいのは相模原市。熊本市が新たに政令市になったが、人口 73.4 万人の熊本市の交付額が 240 万円であるのに対し、人口 72 万人と同規模の相模原市の交付額は 120 万円。

イ) 特例措置等で期限を設けて減額を行っているのは、次の議会。

北海道：25 年 3 月まで、従来月額 53 万円から 5 万円減じた額を交付。
同年 4 月以降については未定。

三重県：条例本則では会派交付月額 15 万円、議員交付月額 18 万円のところ 24 年 6 月までは議員交付額を 8 万 4 千円に削減

さいたま市：24 年度中は議員 1 人当りの交付月額を 30 万円としている。25 年 4 月以降は 34 万円に戻る。

千葉市：基準月額 30 万円のところ、特例措置として、23 年 7 月～25 年 3 月まで基準月額 10%減の 27 万円

函館市：23 年度の月額 5 万円から、4.5 万円に減額

一方、大阪府は、15%減の期間(20 年 8 月～24 年 3 月)が過ぎて月額 501,500 円を 59 万円に戻した。

ウ) 中核市の議会の交付額

41 中核市中、最低額は豊田市の年額 38 万円。最高額は東大阪市の 240 万円。

豊田市議会は、政務調査費の対象経費を調査旅費、研究研修費、資料作成費などの範囲に限定し、人件費や備品購入費などを対象経費として認めていない。

(2) 領収書の収支報告書への添付（＝議会への提出）状況

対象議会のすべてが領収書の添付を義務づけている。

ア) 金額要件をつけているのは、昨年度調査の 6 県 1 市から、5 県に減った（一昨年度調査

時は8県2市)。

1件あたりの支出が

5万円以上：和歌山県 *事務所費、事務費、人件費を除く

3万円以上：島根県（岐阜県が金額要件廃止）

1万円以上：岡山県、香川県、愛媛県（仙台市が金額要件廃止）

イ) 領収書添付に際し、非公開部分をあらかじめ議員(会派)が黒塗りにして写しを提出しているのは次の議会

愛知県、大阪府、和歌山県、岡山市

*愛知県は「d その他（会派及び議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれのある情報について、会派及び議員が黒塗りにして写しを提出）」との回答であったが、

「c 非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出」に分類

ウ) 情報公開請求を必要とする議会

議会に提出された領収書を収支報告書と一緒に閲覧することができず、情報公開請求を経なくては見られないのは次の3県5政令市および22中核市の議会

都道府県：埼玉県、神奈川県、石川県

政令市：浜松市、神戸市、広島市、福岡市、熊本市

中核市：旭川市、青森市、いわき市、宇都宮市、富山市、金沢市、岐阜市、岡崎市、豊中市、高槻市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、下関市、高松市、松山市、久留米市、大分市、鹿児島市

中核市の議会は、情報公開請求を必要としているところが過半数を占める。今年4月に中核市に移行した豊中市も同様。中核市全体の交付額の平均（一人あたり年額）は120万円強。都道府県・政令市の議会に比べると領収書等の写しの枚数がはるかに少ないはずだが、横並び意識が働いているのだろうか。

エ) 領収書の閲覧可能時期

情報公開請求を経ずに領収書等の写しを閲覧することができる都道府県市において閲覧が可能となる時期は、「当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日」という規定にもとづく、7月2日という回答が最も多かった。

・早い時期（6月1日以前）に閲覧が可能となるのは、

岩手県、栃木県、長野県、滋賀県、愛媛県、札幌市、静岡市、北九州市、

函館市、長野市、豊田市、大津市、福山市、長崎市、宮崎市 など

・明文規定がないのは、東京都、岡山市、前橋市、高崎市、横須賀市

(3) 会計帳簿の議会への提出状況

会計帳簿(の写し)の提出を義務付けているのは、都道府県・政令市の議会では依然として少数だが、今回新たに岐阜県議会が支出整理簿の提出を義務づけた。一方、中核市の議会においては、半数近い18市で提出されている。

都道府県：千葉県、岐阜県、大阪府、鳥取県、広島県、大分県

政令市：静岡市、熊本市（京都市会は会計帳簿ではなく使途項目ごとの支出一覧を提出）

中核市：旭川市、青森市、盛岡市、郡山市、いわき市、宇都宮市、高崎市、金沢市、岐阜市、大津市、豊中市、高槻市、東大阪市、松山市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市

(4) (5) 活動報告書・視察報告書の作成義務づけと議会への提出状況

今回の調査では、「作成を義務づけ、何らかの形で市民に公表している」の選択肢を、「収支報告書と一体化した定型書式」と「収支報告書から独立した文書」に分けて質問した。昨年までの調査では、収支報告書別紙の定型書式中の簡略な記載をもって「報告書の作成・提出」と見なして回答する事例があると思われたためである。

なお、「何らかの形で市民に公表」とは、「収支報告書と一緒に閲覧できる」、「市政情報コーナーなどにファイルとして配架されている」といったことを想定している。結果は一覧表のとおりであるが、活動報告書と視察報告書とでは、視察報告書の方が作成・提出の義務づけ比率が高い（特に県外・市外、海外視察の場合）。

(6) 具体的使途のHP掲載

昨年度の集計とは異なり、今回の集計一覧では、

- ・使途項目毎の支出金額の一覧が掲載されている場合（収支報告書がそのまま掲載されている場合もこれに含む）は「金額のみ（掲載）」に分類
- ・使途項目ごとの金額がなく、交付額／支出額／返還額しか掲載されていない場合は、各議会の回答の選択肢にかかわらず「（掲載）なし」に分類している（例：三重県、山口県、さいたま市、柏市）。

「金額のみ」については、URLの集計一覧への記載は省略し、具体的な使途が掲載されていると認められる、次の1県3市についてのみURLを載せた。

長野県、札幌市、函館市、横須賀市、

(7) 使途基準マニュアル

昨年6月～本年5月までの間に使途基準マニュアルの改定を行ったのは次の議会

- ・北海道、秋田県、山形県、群馬県、千葉県、石川県、鳥取県、山口県、宮崎県、
- ・仙台市、千葉市、横浜市、相模原市、浜松市、神戸市
- ・旭川市、青森市、秋田市、川越市、金沢市、大津市、倉敷市、福山市、下関市、久留米市、長崎市、宮崎市

また、昨年度調査時に作成していなかった岐阜県が本年3月、久留米市が4月に策定し、5月1日現在で政務調査費の使途基準マニュアルを作成していないのは、

函館市、船橋市、豊橋市、豊田市、鹿児島市

このうち豊田市は、条例や規程の中で使途の制限を規定している（前述）。

(8) 特記事項

ア) 第三者機関によるチェック等

- ・支出が適正であるかどうかをチェックするため専門家からなる第三者機関を設けているのは、北海道、東京都、大阪府、大阪市。
- ・熊本市は22年度交付分につき、年度終了後に、提出された領収書等を税理士会に調査させた。
- ・さいたま市は、公認会計士が事前審査。また、広島市は政務調査費の支出に際し法律的判断の必要が生じた場合、弁護士に法律相談している。

イ) 制度運用の見直し

- ・三重県は、「議員報酬等に関する在り方調査会」（23年6月設置）において、議員報酬とと

もに、政務調査費についても審議中。高松市も「議員報酬、市長および副市長の給料等審議会」で政務調査費の額について審議中。

- ・神戸市は「神戸市会活性化に向けた改革検討会」（23年7月設置）が政務調査員を配置することを可能とする意見をまとめ、24年3月に関係条例等を改正。
- ・盛岡市は、適正な執行に資するため、毎年度使途基準の見直しを実施

ウ) 会派保管文書の議会ホームページへの掲載

函館市は、平成14年3月に「政務調査費に係る会派保管文書閲覧実施要綱」を定め、会派保管文書であっても市民が閲覧できるようにはかっていたが、本年6月、新たに「政務調査費に係る会派保管文書の公開に関する要綱」を施行させた（『閲覧実施要綱』は廃止）。

これにより、本年6月より、収支報告書のみならず、23年6月分(改選後)以降の政務調査費に係る会派保管文書(会計帳簿、支出伝票、領収書、出張報告書等)が、議会事務局における閲覧期間(6月1日～30日)の初日から議会ホームページに公開されるようになった。

<むすび>

オンブズマンによる情報公開請求により明らかになった新しい動きとして、愛知県議会の対応があげられる。

愛知県議会では、23年5月支給分の政務調査費から領収書の添付が「1円以上」となった結果、収支報告書に添付される領収書の枚数が2万枚を超えた。名古屋市民オンブズマンが本年7月初め、取りあえず収支報告書のみを情報公開請求しようとしたところ、「収支報告書、領収書ともすべて議会事務局でPDF化しており、3枚のCD-ROMになっている。口頭請求すれば、3枚210円で渡せる」と示唆された。オンブズマンが口頭請求したところ、その日のうちに開示された(開示された全情報は同オンブズマンのホームページ掲載されている)。

この対応は、領収書をチェックしようとする市民の側にとって、チェックの労力面、経費面の双方で負担が大きく軽減されるのみならず、議会事務局にとっても複数の請求者がいた場合、万単位のコピーを複数回取るという膨大な作業を合理化できる上で大きなメリットがある。

愛知県議会では、領収書の収支報告書への添付につき「会派及び議員の活動に著しい支障を及ぼすおそれのある情報について、会派及び議員が黒塗りにして写しを提出」という運用になっているが、これはCD-ROM化と歩調を合わせたものとも推察される。CD-ROM化の利便性を評価し、他の議会にこの手法が広がることを期待しつつ、会派及び議員による「黒塗り」が必要最小限になされているかのチェック、加えて会派及び議員に「黒塗り」を委ねることの是非の議論も必要となろう。

愛知県議会の対応も、函館市議会のホームページ掲載情報の拡充も、政務調査費の支出に関する情報に市民がアクセスしやすくなること具体的な事例である。市民に提供される情報が豊富になる、透明度がアップする、ということは、議会側に支出の適正化を促すことにつながり、本調査の意図もそのあたりにある。同時に、政務調査費の制度化から11年を経た今日において、「政務」とは、「政務調査」とはそもそも何であるか、と問い直すこともまた必要であろう。

政務調査費アンケート調査御協力のお願い

2012年5月15日

各都道府県議会議長 殿
各政令指定都市議会議長 殿
各中核市議会議長 殿

全国市民オンブズマン連絡会議
事務局長 新海 聡

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-7-9
チサンマンション丸の内第2 303
TEL.052-953-8052 FAX.052-953-8050

<http://www.ombudsman.jp/> info@ombudsman.jp

謹 啓

全国市民オンブズマン連絡会議では、政務調査費調査を実施し、アンケートの集計結果については、来る8月25日、26日に弘前市で開催する全国大会で報告を行う予定となっております。

大変恐縮ではございますが、アンケート調査にご協力をお願いしたいと存じます。事務処理の都合上、ご回答につきましては、6月1日(金)までに頂戴できれば幸いです。なお、回答はエクセルに入力いただき、メールにて返信 (info@ombudsman.jp 担当：内田) いただけますと幸いです。よろしくお願い申し上げます。

謹 白

記

自治体名 _____ 担当者名 _____
電話番号 _____ FAX 番号 _____
メールアドレス _____

平成24年5月1日現在でお答え下さい。

(1) 平成24年度の1年間の議員1人分の政務調査費交付額 支給対象ごとにお願ひします。

会派 _____円

議員個人 _____円

その他(個別にお書き下さい)(_____)

(2) 領収書の議会への添付状況について

いくら以上義務付けていますか(全て or _____円以上) _____円

上記添付はいつ以降支給分ですか。 _____年 _____月分支給以降

領収書の議会への提出形式は

a)原本 b)写し c)非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出 d)その他(_____)

添付された領収書を市民が閲覧する方法

a)収支報告書の閲覧開示時期と同時に領収書も閲覧可能

閲覧可能時期の規定の文言 _____

23年度交付分の領収書の具体的な閲覧可能時期 平成24年 _____月 _____日から

b)情報公開請求しなければ閲覧は不可能

(3) 会計帳簿の議会への提出状況について

- a) 提出を義務付けている (根拠法令を教えてください)
- b) 義務付けていない

(4) 活動報告書の議会への提出・公表状況について

- a) - 1 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している (収支報告書と一体化した定型書式)
- a) - 2 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している (収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付)
- b) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
- c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管 (情報公開の対象外)
- d) 作成を義務づけていない

a ~ c と回答された場合、根拠法令を教えてください _____

(5) 視察報告書の議会への提出状況について

- a) - 1 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している (収支報告書と一体化した定型書式)
- a) - 2 作成を義務付け、何らかの形で市民に公表している (収支報告書から独立した文書として作成し、収支報告書に添付)
- b) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、閲覧には情報公開請求が必要
- c) 作成を義務づけているが、市民には公表しておらず、会派保管 (情報公開の対象外)
- d) 作成を義務づけていない

a ~ c と回答された場合、根拠法令を教えてください _____

(6) 平成 2 3 年度政務調査費の具体的用途について、議会公式ホームページへの記載

- a) 記載あり (URL を教えてください)
- b) 金額のみ (URL を教えてください)
- c) 記載なし

(7) 具体的な用途基準マニュアルについて

作成状況

- a) 作成している
- b) 作成していない

上記マニュアルの策定日 (最新版のもの) _____

上記マニュアルの情報提供の可否 (お願い) _____

昨年度調査以降、変更が無ければ、情報提供は結構です。

<http://www.ombudsman.jp/taikai/2011seimusyukei.pdf>

(8) その他、特記事項があればお教えてください。

(第三者機関で政務調査費の金額を審議している、公認会計士に領収書提出前事前審査させているなど)

ありがとうございました

議会	(1)平成24年度1人当り支給額(千円)	(2)領収書添付					(3)会計帳簿の提出義務	(4)活動報告書の作成義務の有無	(5)視察報告書の作成義務の有無	(6)具体的用途のホームページ掲載	(7)使途基準マニュアル最新版策定日
		添付義務対象一いつ以降支給分についてか(平成)	提出形式	収支報告書と同時閲覧可能か	23年度交付分の閲覧可能時期	交関時					
北海道	5,760(うち会派交付1,200)	全て	22年4月	写し	閲覧可	7月31日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	(視察についても活動報告書で報告)	なし	24年4月
青森県	3,720	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	なし	20年12月
岩手県	3,720	全て	15年5月	写し	閲覧可	6月1日	なし	なし	なし	金額のみ(=収支報告書)	19年2月
宮城県	4,200	全て	16年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	なし	21年4月
秋田県	3,720(うち会派交付720)	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	なし	23年10月
山形県	3,720(うち会派交付360)	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	なし	23年10月
福島県	3,600	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	金額のみ(=使途項目別執行状況等)	22年4月
茨城県	3,600	全て	22年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	なし	23年4月
栃木県	3,600	全て	20年4月	写し	閲覧可	5月31日	なし	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	20年3月
群馬県	3,600	全て	22年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ・会派保管	作成義務づけ・会派保管	なし	24年3月
埼玉県	6,000	全て	21年4月	写し	情報公開請求が必要		なし	なし	なし	なし	21年4月
千葉県	4,800(うち会派交付600)	全て	21年4月	写し	閲覧可	7月2日	提出義務づけ(交付条例による)	なし	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	なし	24年3月
東京都	7,200	全て	21年4月	原本又は写し	閲覧可	未定(明文規定なし)	なし	なし	なし	なし	21年7月

議会	(1)平成24年度1人当り支給額(千円)	(2)領収書添付				(3)会計の帳簿の提出の義務	(4)活動報告書の作成義務の有無	(5)視察報告書の作成義務の有無	(6)具体的使途のホームページ掲載	(7)使途基準マニュアル最新版策定日
		添付義務対象一いつ以降支給分についてか(平成)	提出形式	収支報告書と同時に閲覧可能か	23年度交付分の閲覧可能時期					
神奈川県	6,360	全て	20年4月	写し	情報公開請求が必要	/	なし(議長への報告が必要な調査研究活動は概要記載の報告書を作成・提出)	宿泊を伴う場合に限り作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	23年4月
新潟県	3,960(うち会派交付792)	全て	19年4月	写し	閲覧可	7月31日	なし	なし	なし	22年6月
富山県	3,600	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	20年3月
石川県	3,600	全て	21年4月	写し	情報公開請求が必要	/	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	作成義務づけ・情報公開請求が必要	24年2月
福井県	3,600	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ・会派保管	作成義務づけ(独立文書)・公表	22年3月
山梨県	3,360(うち会派交付600)	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	作成義務づけ(独立文書)・公表	22年3月
長野県	3,480	全て	15年5月	写し	閲覧可	6月1日	なし	なし	なし	21年3月 http://www.pref.nagano.lg.jp/gikai/gisoumu/yosan.htm
岐阜県	3,960	全て	24年4月	写し	閲覧可	7月2日	文出整理簿の提出を義務づけ(「交付に関する規程」による)	なし	なし	24年3月
静岡県	5,400	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	20年4月
愛知県	6,000	全て	23年5月	非公開部分を黒塗りにして写しを提出	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	23年4月

議会	(1)平成24年度1人当り支給額(千円)	(2)領収書添付					(3)会計帳簿の提出の義務	(4)活動報告書の作成義務づけ・公表の有無	(5)視察報告書の作成義務づけ・公表の有無	(6)具体的用途のホームページ掲載	(7)使途基準マニュアル最新版策定日
		添付義務付け対象一いつ以降支給分についてか(平成)	提出形式	収支報告書と同時に閲覧可能か	23年度交付分の閲覧可能時期	23年度交付分の閲覧可能時期					
三重県	3,762	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	なし	21年6月
滋賀県	3,600(会派に属さない議員は2,400)	全て	21年4月	写し	閲覧可	5月31日	なし	なし	なし	なし	22年9月
京都府	6,000(うち会派交付1,200)	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	23年4月
大阪府	7,080	全て	19年10月	非公開部分を黒塗りにして写しを提出	閲覧可	7月2日	提出義務づけ(交付条例による)	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	19年10月
兵庫県	6,000	全て	23年6月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	なし	23年3月
奈良県	3,600(うち会派交付240)	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	海外調査活動記録簿・県外調査活動記録簿(ともに定型書式)の提出を義務づけ・公表		なし	20年4月
和歌山県	3,600(うち会派交付360)	1件5万円超	17年4月	非公開部分を黒塗りにして写しを提出	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	なし	21年1月
鳥取県	3,000	全て	16年4月	写し	閲覧可	7月2日	提出義務づけ(ガイドラインによる)	作成義務づけ・情報公開請求が必要	作成義務づけ・情報公開請求が必要	金額のみ(=収支報告書)	23年9月
島根県	3,600(うち会派交付360)	1件3万円超	19年5月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	○	19年3月
岡山県	4,200	1件1万円超	21年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	なし	21年6月
広島県	4,200	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	義務づけ(交付条例、事務処理要領による)	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	なし	20年1月
山口県	4,200	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	なし	24年5月
徳島県	2,400	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	なし	22年4月

議会	(1)平成24年度1人当り支給額(千円)	(2)領収書添付					(3)会計の帳簿の提出義務	(4)活動報告書の作成義務づけ・公表の有無	(5)視察報告書の作成義務づけ・公表の有無	(6)具体的用途のホームページ掲載	(7)使途基準マニュアル最新版策定日
		添付義務付け対象一いつ以降支給分についてか(平成)	提出形式	収支報告書と同時に閲覧可能か	23年度交付分の閲覧可能時期	交関の時期					
香川県	3,600	1件1万円超	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	なし	20年9月
愛媛県	3,960	1件1万円超	20年4月	写し	閲覧可	6月1日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	なし	20年3月
高知県	3,360(うち会派交付1,680)	全て	21年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	なし	20年7月
福岡県	6,000	全て	21年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	なし	22年12月
佐賀県	3,600	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ・会派保管	作成義務づけ・会派保管(国外視察と会派等複数で行った視察の報告書は情報公開請求の対象)	なし	20年3月
長崎県	3,600(うち会派交付480)	全て	20年10月	写し	閲覧可	6月20日	なし	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	なし	なし	20年3月
熊本県	3,600	全て	21年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	報告の必要があると認める活動については報告書の作成義務づけ・会派保管	作成義務づけ・議員又は会派保管で、情報公開の対象外	なし	23年3月
大分県	3,600	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	提出義務づけ(交付規程による)	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	19年12月
宮崎県	3,600(うち会派交付1,200)	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ・会派保管	作成義務づけ・会派保管	なし	23年9月
鹿児島県	3,600	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	作成義務づけ・会派保管	なし	20年4月
沖縄県	3,000(うち会派交付1,200)	全て	20年7月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	なし	なし	20年6月

議会	(1)平成24年度1人当り支給額(千円)	(2)領収書添付					(3)会計帳簿の提出義務	(4)活動報告書の作成義務づけ・公表の有無	(5)視察報告書の作成義務づけ・公表の有無	(6)具体的使途のホームページ掲載	(7)使途基準マニュアル最新版策定日
		添付義務付け対象一いつ以降支給分についてか(平成)	提出形式	収支報告書と同時に閲覧可能か	23年度交付分の閲覧可能時期						
札幌市	4,800	全て	20年4月	写し	閲覧可	6月1日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	作成義務づけ・会派保管	収支報告書+調査活動概要報告書 http://www.city.sapporo.jp/gikai/html/sei-muchosahi.html	22年4月
仙台市	4,200	全て	23年9月	写し	閲覧可	7月17日	なし	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	なし	なし	23年8月
さいたま市	3,600(うち会派交付1,440)	全て	21年4月	写し	閲覧可	6月12日(収支報告書と添付書類を半期毎に提出)	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	なし	21年4月
千葉市	3,240	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	作成義務づけ・会派保管で情報公開の対象外	なし	24年4月
横浜市	6,600	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ・会派保管	作成義務づけ・会派保管	なし	24年5月
川崎市	5,400(うち会派交付600)	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	20年4月
相模原市	1,200	全て	19年5月	原本	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	金額のみ(=会派・議員ごとの使途項目別執行状況)	24年4月
新潟市	1,800(会派に属さない議員は1,440)	全て	19年5月	写し	閲覧可	6月15日	なし	作成義務づけ(実施報告書)・公表	作成義務づけ(独立文書)・公表	金額のみ(=会派、議員の使途項目ごとの支出金額)	23年3月
静岡市	3,000	全て	15年4月	原本	閲覧可	5月16日	提出義務づけ(運用指針)	作成義務づけ(独立文書)・公表	作成義務づけ(独立文書)・公表	金額のみ(=各会派の使途項目別執行状況)	21年7月
浜松市	1,800	全て	13年4月	写し	情報公開請求が必要		なし	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	23年8月

議会	(1)平成24年度1人当り支給額(千円)	(2)領収書添付				(3)会計の帳簿の提出	(4)活動報告書の作成義務の有無	(5)視察報告書の作成義務の有無	(6)具体的使途のホームページ掲載	(7)使途基準マニュアル最新版策定日	
		添付義務対象一いつ降支給分についてか(平成)	提出形式	収支報告書と同時に関覧可能か	23年度交付分の閲覧可能時期						
名古屋市	6,000	全て	22年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	調査委託、研修会参加の場合、作成義務づけ・会派保管	作成義務づけ・会派保管	なし	20年3月
京都市	6,480(うち会派交付1,680)	全て	20年4月	写し	閲覧可	7月2日	使途項目ごとの支出調書一覧表の提出を義務づ	なし	出張記録書を作成義務づけ(独立文書)・公表	金額のみ(=使途項目別執行状況、会派・議員の収支報告書)I	22年2月
大阪市	6,156(会派に属さない議員は5,130)	全て	22年4月	写し	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ・会派保管	作成義務づけ・会派保管	金額のみ(=会派の使途項目別収支状況総括表)	22年3月
堺市	3,600	全て	20年4月	写し	閲覧可	6月28日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	作成義務づけ・会派保管	なし	20年9月
神戸市	4,560(会派専属政務調査員配置の加算あり)	全て	19年7月	写し	情報公開請求が必要	/	なし	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	24年3月
岡山市	1,620	全て	19年7月	非公開部分を議員が黒塗りにして写しを提出	閲覧可	6月(明文規定なし)	なし	なし	作成義務づけ・会派保管	なし	22年4月
広島市	3,600	全て	20年4月	写し	情報公開請求が必要	/	なし	なし	作成義務づけ・会派保管	なし	22年10月
北九州市	4,560	全て	23年4月	写し	閲覧可	5月30日	なし	なし	作成義務づけ・会派保管	なし	23年4月
福岡市	4,200	全て	20年4月	写し	情報公開請求が必要	/	なし	なし	出張報告書の作成義務づけ・国外は公表、国内は非公表	なし	20年4月
熊本市	2,400	全て	20年4月	写し	情報公開請求が必要	/	提出義務づけ(交付条例による)	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	23年4月

議会	(1)平成24年度1人当り支給額(千円)	(2)領収書添付				(3)会計帳簿の提出	(4)活動報告書の作成義務の有無	(5)視察報告書の作成義務の有無	(6)具体的使途のホームページ掲載	(7)使途基準マニュアル最新版策定日	
		添付義務対象一いつ以降支給分についてか(平成)	提出形式	収支報告書と同時閲覧可能か	23年度交付分の閲覧可能時期						
函館市	540	全て	13年4月	その他(会派保管だが、閲覧に供し、開示も可)	閲覧可	6月1日～30日(市の休日を除く)	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表(=会派保管だが、閲覧可能)	24年6月から収支報告書に加え領収書も掲載(23年6月以降分) http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/gikai/seimutyousahi/seimutyousahi_top.html	作成していない	
旭川市	960	全て	18年4月	写し	情報公開請求が必要	/	提出義務づけ(交付条例による)	なし	なし	なし	24年4月
青森市	1,080	全て	21年4月	写し	情報公開請求が必要	/	提出義務づけ(交付条例による)	作成義務づけ・会派保管	作成義務づけ・会派保管	なし	24年1月
盛岡市	600	全て	14年4月	原本	閲覧可	7月2日	提出義務づけ(交付条例による)	作成義務づけ・会派保管	作成義務づけ・会派保管	金額のみ(=議員ごとの使途項目別収支一覧)	20年4月
秋田市	1,200	全て	13年4月	原本	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	24年1月
郡山市	1,200	全て	20年4月	原本または写し	閲覧可	7月2日	提出義務づけ(交付条例による)	なし	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	なし	20年4月
いわき市	1,320	全て	13年4月	原本	情報公開請求が必要	/	提出義務づけ(交付条例による)	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	20年4月
宇都宮市	1,200	全て	20年4月	原本	情報公開請求が必要	/	提出義務づけ(取扱いマニュアルによる)	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	金額のみ(=会派ごとの使途項目別施行状況一覧)	22年4月
前橋市	960	全て(一部定額経費等除く)	20年4月	原本	閲覧可	6月1日(明文規定なし)	なし	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	金額のみ(=収支報告書を掲載)	22年9月

議会	(1)平成24年度1人当り支給額(千円)	(2)領収書添付				(3)会計帳簿の提出義務の有無	(4)活動報告書の作成義務の有無	(5)視察報告書の作成義務の有無	(6)具体的使途のホームページ掲載	(7)使途基準マニュアル最新版策定日	
		添付義務対象一いつ以降支給分についてか(平成)	提出形式	収支報告書と同時に閲覧可能か	23年度交付分の閲覧可能時期						
高崎市	1,000	全て	23年4月	原本	閲覧可	作業が終了し次第(6月中を目途)	提出義務づけ(運用指針による)	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	22年5月
川越市	840	全て	19年5月	原本	閲覧可	6月29日	なし	なし	作成義務づけ・公表	なし	24年4月
船橋市	960	全て	13年4月	原本	閲覧可	7月1日	なし	なし	なし	なし	作成していない
柏市	960(会派に属さない議員は600)	全て	13年4月	原本	閲覧可	7月頃	なし	なし	作成義務づけ・公表	なし	23年4月
横須賀市	1,668	全て	19年5月	原本(22年4月以降)	閲覧可	作業が終了し次第(6月中を目途)	なし	なし	宿泊を要する場合作成義務づけ(独立文書)・公表(視察が終了し次第随時提出)	収支報告書と別紙(使途内容) http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/7860/council/giin_houshu/seimuchousabi.htm	23年5月
富山市	1,800(1人当たり月額150。その他、会派に対し所属議員数に応じ月額150~450交付)	全て	20年4月	写し	情報公開請求が必要	/	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	なし	20年3月
金沢市	2,160	全て	20年7月	写し	情報公開請求が必要	/	提出義務づけ(交付条例による)	なし	海外・県外での調査活動に限り作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	24年4月
長野市	1,020	全て	17年4月	原本または写し	閲覧可	23年度上半期分は既に閲覧可能、下半期分は6月1日(収支報告書閲覧開始は5月)	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	作成義務づけ(独立文書)・公表	金額のみ(=収支報告書)	22年12月
岐阜市	1,800	全て	20年4月	原本	情報公開請求が必要	/	提出義務づけ(交付条例による)	作成義務づけ・情報公開請求が必要	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	20年3月

議会	(1)平成24年度1人当り支給額(千円)	(2)領収書添付				(3)会計帳簿の提出義務の提出	(4)活動報告書の作成義務の有無	(5)視察報告書の作成義務の有無	(6)具体的用途のホームページ掲載	(7)使途基準マニュアル最新版策定日	
		添付義務対象一いつ以降支給分についてか(平成)	提出形式	収支報告書と同時に閲覧可能か	23年度交付分の閲覧可能時期						
豊橋市	1,080	全て	13年4月	写し	閲覧可	6月	なし	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	作成していない
岡崎市	600	全て	13年4月	写し	情報公開請求が必要		なし	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	21年4月
豊田市	380	全て	13年4月	写し	閲覧可	5月11日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	金額のみ(=会派ごとの使途項目別執行状況表)	作成していない
大津市	840	全て	13年4月	写し	閲覧可	5月31日	提出義務づけ(交付条例による)	行政視察、研修参加については定型の視察研修結果報告書を提出・公表	なし	金額のみ(=収支報告書)	23年6月
豊中市	840	全て	13年4月	原本	情報公開請求が必要		提出義務づけ(交付条例による)	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	作成していない
高槻市	840	全て	20年4月	原本	情報公開請求が必要		提出義務づけ(交付条例による)	作成を義務づけ・情報公開請求が必要	作成を義務づけ・情報公開請求が必要	金額のみ(=収支報告書)	20年4月
東大阪市	2,400	全て	21年4月	原本	閲覧可	7月31日	義務づけ(交付条例施行規程による)	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	作成義務づけ・会派保管で情報公開の対象外	なし	23年4月
姫路市	1,020	全て	20年4月	写し	情報公開請求が必要		なし	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	22年
尼崎市	900	全て	18年4月	原本	情報公開請求が必要		なし	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	20年5月
西宮市	1,800	全て	19年6月	原本	情報公開請求が必要		なし	なし	なし	金額のみ(=収支報告書)	23年4月
奈良市	840	全て	20年4月	写し	情報公開請求が必要		なし	なし	なし	なし	22年4月
和歌山市	1,200	全て	20年4月	写し	情報公開請求が必要		なし	なし(申合わせにより作成)	なし(申合わせにより作成)	なし	20年4月

議会	(1)平成24年度1人当り支給額(千円)	(2)領収書添付				(3)会計帳簿の提出義務の提出	(4)活動報告書の作成義務の有無	(5)視察報告書の作成義務の有無	(6)具体的用途のホームページ掲載	(7)使途基準マニュアル最新版策定日	
		添付義務対象一いつ降支給分についてか(平成)	提出形式	収支報告書と同時に閲覧可能か	23年度交付分の閲覧可能時期						
倉敷市	1,800	全て	19年10月	原本	情報公開請求が必要	/	なし	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	24年4月
福山市	1,560	全て	18年10月	写し	閲覧可	5月30日	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	24年2月
下関市	600	全て	17年4月	原本	情報公開請求が必要	/	なし	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	24年2月
高松市	1,200	全て	20年4月	写し	情報公開請求が必要	/	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	20年4月
松山市	1,224	全て	13年4月	原本	情報公開請求が必要	/	提出義務づけ(交付条例による)	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	20年4月
高知市	960	全て	20年4月	原本	閲覧可	7月2日	なし	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	金額のみ(=収支報告書の一覧)	23年4月
久留米市	600	全て	22年10月	原本	情報公開が必要	/	提出義務づけ(交付条例による)	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	なし	24年4月
長崎市	1,800	全て	17年4月	写し	閲覧可	5月15日	提出義務づけ(交付条例による)	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	24年4月
大分市	1,200	全て	20年4月	写し	情報公開が必要	/	提出義務づけ(交付条例による)	なし	作成義務づけ(独立文書)・公表	なし	23年4月
宮崎市	960	全て	21年4月	原本	閲覧可	5月31日	提出義務づけ(交付条例による)	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	作成義務づけ(収支報告書と一体化した書式)・公表	金額のみ(=収支報告書)	24年4月
鹿児島市	1,800(1人当り月額150。この他、会派の事務補助員雇用経費を月額270以内で交付)	全て	19年4月	写し	情報公開請求が必要	/	なし	なし	作成義務づけ・情報公開請求が必要	なし	作成していない